

「移動介護」金額表

移動介護 (身体介護を伴う)	請求額 (10割)	市負担分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	2,550円	2,295円	255円
30分以上1時間未満	4,020円	3,618円	402円
1時間以上1時間30分未満	5,840円	5,256円	584円
1時間30分以上2時間未満	6,660円	5,994円	666円
2時間以上2時間30分未満	7,500円	6,750円	750円
2時間30分以上3時間未満	8,330円	7,497円	833円
※3時間以上の場合、9,160円に3時間から30分増すごとに830円を加算した額	+830円	+747円	+83円

移動介護 (身体介護を伴わない)	請求額 (10割)	市負担分 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,050円	945円	105円
30分以上1時間未満	1,960円	1,764円	196円
1時間以上1時間30分未満	2,740円	2,466円	274円
1.5時間以上の場合、3,430円に1.5時間から30分増すごとに690円を加算した額	+690円	+621円	+69円

- ※ 上記を基本とし、提供時間や開始時間に応じ、飛騨市 地域生活支援事業 単価表（居宅介護の給付単位表が基準）として金額を請求します。
- ※ 平常の時間帯（午前 8 時 ～ 午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、地域生活支援事業 移動介護の支給限度額の範囲内であれば、地域生活支援事業 移動介護の対象となります。
 - ・ 夜間（午後 6 時 ～ 午後 10 時まで）： 25%
 - ・ 早朝（午前 6 時 ～ 午前 8 時まで）： 25%
 - ・ 深夜（午後 10 時 ～ 午前 6 時まで）： 50%
- ※ 受給者証において、2 人提供が認められている場合に、ご契約者の同意の上で、2 人の訪問介護員が共同でサービスを行った場合は、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。